

備前市監査委員告示第6号

令和3年度随時（工事）監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度随時（工事）監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年12月27日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署	契約管財課
---------	-------

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>所管部署を超えて必要に応じ対応すべき国県等からの通知等について、情報を共有できない状況となっていることは適切でないことから、その情報が必要な部署に確実に伝達され、庁内で情報を共有できる体制に改善する必要があると認められる。</p>	<p>所管部署を超えて必要に応じ対応すべき国県等からの通知等については、備前市が導入しているグループウェアシステムの共有メールや掲示板等により情報が必要な部署に確実に伝達する体制としています。</p>

所 管 部 署	契約管財課
---------	-------

意 見 (要 望 事 項)	措 置 状 況
<p>市は、数多くの公共施設を所有しており、既存の計画等で解体・改修等の工事費用を試算しているものがあれば、規制の対象となる建材が拡大されたことにより、工事費用も増加することが予想されることから、現在の建築物の解体・改修等にかかる経費の試算が法改正に対応して行われているか確認し、現時点での適正な額に既存の計画を修正する必要がある。</p>	<p>法改正に対応した現在の建築物の解体・改修等にかかる経費の試算による、現時点での適正な額に修正するため、令和4年3月31日に「備前市公共施設等総合管理計画」を改定したことを報告いたします。</p>